

野生動物による被害防止対策に関する調査

結果報告書

令和 8 年 7 月

総務省行政評価局

前書き

我が国には、多様な野生動物が生息しており、豊かな生物の多様性を将来にわたって保全していくことが求められている。しかし、近年は人口減少・少子高齢化等に伴う里山利用の縮小や耕作放棄地の拡大等により、野生動物の生息数が増加するとともに生息範囲が拡大し、農林水産業や生活環境への被害、生態系への深刻な影響が続いている。

このため、国は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）を平成 26 年に改正し、生息数が著しく増加又はその生息範囲が拡大している鳥獣については、積極的な捕獲による個体群管理等を行い、適正な生息状態に誘導するなどの取組を進めている。

また、近年、北海道及び本州においては、ヒグマ及びツキノワグマ（以下「クマ」という。）の生息範囲が拡大し、市街地や集落などの人の生活圏への出没が相次ぎ、令和 5 年度には人身被害件数が過去最高（当時）を記録するなど、甚大な被害が発生した。

このため、国は、同法に基づく指定管理鳥獣¹の対象に、ニホンジカ等だけではなく、クマを追加指定（四国の個体群を除く。）しており、「鳥獣の管理」のための施策を強化することとしている。

しかしながら、指定管理鳥獣の捕獲等を担う狩猟免許所持者の減少や高齢化、専門的な知見を有する地方公共団体職員の不足等の状況もみられることから、クマやニホンジカ等の指定管理鳥獣の管理強化に当たっては、関係機関の連携や被害防止に取り組む関係者の業務負担の軽減等を着実に進めることが求められている。

本調査は、以上のような状況を踏まえ、野生動物による各種被害の防止を推進する観点から、指定管理鳥獣の管理強化に向けた取組状況等を調査し、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

¹ 希少鳥獣以外の鳥獣であって、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして環境省令で定めるものをいい、ニホンジカ、イノシシ及びクマ（四国の個体群を除く。）を指定

目 次

第1	調査の目的等	1
第2	調査結果	
1	制度概要	
(1)	指定管理鳥獣の管理に関する制度概要等	2
(2)	調査の視点及び報告の構成	22
(3)	その他	23
2	クマの管理強化に向けた取組	
(1)	広域的な個体群管理の推進	25
(2)	ゾーニング管理等の実施状況	49
(3)	過度な苦情等への対応状況	60
3	ニホンジカの広域的な個体群管理の推進	67
4	指定管理鳥獣の捕獲等の着実な実施	
(1)	指定管理鳥獣の捕獲等の実態	75
(2)	鳥獣保護区制度の適切な運用	80
(3)	ニホンジカ等の捕獲従事者に対する補償	95
(4)	認定鳥獣捕獲等事業者の活用状況	105
(5)	指定管理鳥獣の捕獲等に関する手続	111

用語集

本報告書で複数の項目に登場する用語（略称を含む。）は、次のとおりとする。

用語	用語の意味
クマ	ツキノワグマ(学名:Ursus thibetanus)及びヒグマ(学名:Ursus arctos)
ニホンジカ	ニホンジカ(学名:Cervus nippon)及びエゾシカ(学名:Cervus nippon yesoensis)
イノシシ	ニホンイノシシ(学名:Sus scrofa leucomystax)及びリュウキュウイノシシ(学名:Sus scrofa riukiuanus)
鳥獣保護管理法	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)
施行規則	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)
鳥獣保護管理法基本指針	鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(令和3年10月26日環境省告示第69号)
通知	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について(令和7年2月28日付け環自野発第2502281号自然環境局長通知)
広域指針	広域的な保護又は管理の方向性を示す指針。広域保護管理指針と呼称されることもある。
鳥獣保護管理事業計画	鳥獣保護管理法第4条に基づき、都道府県知事が鳥獣保護管理法基本指針に即して定める鳥獣保護管理事業の実施に関する計画
特定計画	本調査においては、鳥獣保護管理法第7条の2第1項に基づき、都道府県知事が定めることができる第二種特定鳥獣の管理に関する計画
鳥獣被害防止特措法	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)
鳥獣被害防止特措法基本指針	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針(令和3年11月30日農林水産省告示第2011号)
被害防止計画	鳥獣被害防止特措法第4条第1項に基づき、市町村が鳥獣被害防止特措法基本指針に即して定めることができる鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画
令和7年対策パッケージ	クマ被害対策パッケージ(令和7年11月14日クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定)
クマ被害対策ロードマップ	クマ被害対策ロードマップ(令和8年3月27日クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定)
保護	生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること。
管理	生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること。

希少鳥獣	国際的又は全国的に保護を図る必要があるものとして施行規則で定める鳥獣（トキ、タンチョウ等）
指定管理鳥獣	希少鳥獣以外の鳥獣であって、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして施行規則で定める鳥獣（四国の個体群を除くクマ、イノシシ及びニホンジカ）
狩猟鳥獣	希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして施行規則で定めるもの（ヒグマ、ツキノワグマ、ニホンジカ等）
第二種特定鳥獣	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大しているため管理する必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く。）
指定管理鳥獣捕獲等事業	都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣の捕獲等をする事業
緊急銃猟	地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、大型獣の中でも特に人身被害を生じさせるおそれの高いクマ等について、人の日常生活圏での銃猟をすること。
鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するために、市町村が設けることができるもの
認定鳥獣捕獲等事業者	鳥獣捕獲等事業者のうち、鳥獣保護管理法第 18 条の 2 に規定する都道府県知事の認定を受けた者
捕獲等	捕獲又は殺傷
許可捕獲	鳥獣保護管理法第 9 条に基づき、必要な許可を受けて行う捕獲等
狩猟	鳥獣保護管理法第 11 条第 1 項第 1 号に示す捕獲等（本報告書で用いる「狩猟」は、鳥獣保護管理法第 2 条第 9 項が示す「狩猟」とは異なる。）
錯誤捕獲	捕獲の許可対象外の鳥獣がわなにかかってしまう、意図しない動物種の捕獲のこと。
農林水産業等に係る被害防止のための捕獲等	農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害その他の生活環境に係る被害の防止のための捕獲等
個体数	ある特定の地域や空間に存在する野生動物の総数
個体群	ある一定の空間に生息する同種の集まり
地域個体群	個体群のうち、遺伝的特性、生物的特性及び地理的要因等により分けられた生物種の集団
個体群管理	野生動物の個体数、分布、密度等を目的に合わせて調整すること。
捕獲圧	狩猟及び許可捕獲による野生鳥獣に対して与える影響
保護管理ユニット	既存の地域個体群の分布境界をもとに、行政界、交通網、河川、山塊等を考慮して、広域的な保護・管理を行うための行政単位
モニタリング	対象種の個体群動態、生息環境、被害の程度について科学的な手法で継続的に把握するもの